別表六（九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第４項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期税額控除可能額（⑾の金額又は⑲の金額）⑳」の欄は、租税特別措置法第42条の４第４項第１号の規定の適用を受ける場合には「又は⑲の金額」を消し、同項第２号の規定の適用を受ける場合には「⑾の金額又は」を消すこと。

別表六(十一)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）／当期税額基準額 ⑬×20/100－（別表六(十)「15」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）／当期税額基準額 ⑬×20/100」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「14の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「15の②」）」に、「差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－（別表六(十)「20」）／繰越税額控除限度超過額（㉔の計）」を「差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮／繰越税額控除限度超過額（24の計）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「13の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「14の②」）」に改め、同表の記載要領⑾号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同号中「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」を「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表」に改める。

別表六(十一)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「16の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「17の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「17の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「18の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「15の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「16の②」）」に改め、同表の記載要領⑾号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同号中「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」を「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表」に改める。